

## 鶴岡市危険ブロック塀等除却促進事業について

**小中学校から500m以内の道路又は津波避難路に面する危険ブロック塀等を除却・改修する際は、補助金が受けられます**

### <事業概要>

避難路等にて、歩行者の安全を確保するため、小中学校の学校敷地から500m以内の道路又は津波ハザードマップに表示されている避難経路に面した危険ブロック塀、石塀等を除却する際に、費用の一部を補助する制度です。

### <補助対象>

ブロック塀の点検のチェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省通知）による点検で、ブロック塀等の危険性が確認されたもので、道路からの高さが1m（擁壁上の場合は0.6m）以上あるもの。

### <補助金額>

- 除却に要する工事費の3分の2
  - 当該ブロック塀の見付面積に1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額
  - 1件当たり限度額80,000円
- のうちいずれか少ない額となります。

**歩行者の安全のため、みなさんのご協力をお願い致します。**

### <補助金交付申請について>

交付申請をするときは、工事に着手する前に以下の書類を提出してください

- ◆ 補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書
  - ◆ 除却（改修）ブロック塀等の位置図、平面図、立面図（求積図）、工事前の写真
  - ◆ 除却（改修）に要する工事費の見積書又は工事請負契約書の写し
- となります。

○除却とは・・・ ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去することです。

○改修とは・・・ ブロック塀の一部を除却し、高さを前面道路から60cm以下にする工事をいいます。



お問い合わせ先：

鶴岡市役所建設部建築課 建築指導係  
電話 0235-35-1432（直通）